○東北地方整備局告示第四十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和元年十月八日

東北地方整備局長　佐藤　克英

第１　起業者の名称　宮城県

第２　事業の種類　県道相馬亘理線改築工事（宮城県亘理郡山元町坂元字蓮地内から同町髙瀬字新浜三地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　宮城県亘理郡山元町坂元字蓮、字稲瀬、字蓮沼、字新代、字北山神及び字沼並びに髙瀬字新浜三地内

２　使用の部分　宮城県亘理郡山元町坂元字蓮、字稲瀬、字蓮沼、字新代、字北山神及び字沼並びに髙瀬字新浜三地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、宮城県亘理郡山元町坂元字磯作地内から同郡亘理町吉田字南上地内までの延長11.6㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道相馬亘理線改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

県道相馬亘理線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定により宮城県知事が県道に認定した路線であり、起業者である宮城県は、既に本件事業を開始していること、同法第15条の規定により宮城県が道路管理者であることなどから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、福島県相馬市を起点とし、相馬郡新地町、宮城県亘理郡山元町を経由して同郡亘理町に至る延長約32㎞の幹線道路である。

本路線が沿岸部を通過する亘理郡山元町は、平成23年３月11日に発生した東北

地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により、多くの生命及び財産が奪われるなど、壊滅的な被害を受けた地域であり、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）も津波による浸水、落橋、路面損傷等により長期間通行止めとなるなど、沿線地域の復旧作業や物資輸送等に支障をきたしたものである。

このような被害を受け、亘理郡山元町では、被災した現道沿線地域等の移転先として、内陸側に移転した東日本旅客鉄道（以下「JR」という。）常磐線の山下駅及び坂元駅等を中心とする新たな市街地の整備が進められており、合わせて宮城県では、本路線等を盛土構造の道路に改築することにより、沿岸部の海岸堤防と一体となって、今次の津波のような想定を超える津波からそれら新市街地等を多重防御することにより減災を図る計画を進めているところである。

また、現道は、県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年宮城県条例第105号。以下「宮城県条例」という。）に定める車線幅員等を満たさない区間が多く存在するなど、幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、必要な車線幅員等を有する道路が整備され、また、亘理郡山元町において沿岸地域及び新市街地と内陸の一般国道６号等とを連絡する複数の避難路を南北に連絡することにより災害時の避難経路の確保が図られるとともに、その盛土構造により新市街地等を津波から多重防御する減災の効果も期待されるものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成31年４月に任意で大気質及び騒音等の影響、動植物に関する調査を実施しており、その結果によると、大気質及び騒音等については法令に定められた基準を満足するとされている。

また、動植物に関する調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているシロチドリ、サシバ及びマルガタゲンゴロウ、準絶滅危惧として掲載されているヨシゴイ及びマダラヤンマその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているタコノアシ、ミズアオイ及びミクリその他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺には同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響はない若しくは小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは軽減されると予測されている。主な保全措置として、生育地が改変されるタコノアシ及びミクリについては、起業者により既に個体の移植が行われており、起業者は今後モニタリング等を行うこととしている。

なお、本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が５箇所存在するが、宮城県教育委員会との協議の結果、いずれの箇所についても発掘調査の必要はないことが確認されている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、安全かつ円滑な自動車交通を確保するとともに亘理郡山元町の新市街地等を津波から多重防御することで減災を図ることを主な目的とし、宮城県条例による第３種第３級及び第３種第２級の規格に基づく２車線の盛土構造の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、宮城県条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画について、本件区間のルートには内陸側に移転したJR常磐線の旧線路敷が利用されており、本件事業は、現道の位置で改築する場合と比較して平面線形等が良好であり、周辺の土地利用への影響や新たな取得必要面積も抑えられている。さらに、本件事業を多重防御機能を有する盛土構造の道路とすることにより、今次の津波のような想定を超える津波に対しても、新市街地を含む本件区間よりも内陸側の地域において、浸水範囲の減少、避難時間の確保等が図られることから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により現道が長期間にわたり通行不能になったこと、宮城県条例に定める車線幅員等を満たさない区間が多く存在することなどから、安全かつ円滑な自動車交通の確保を図るため、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　宮城県亘理郡山元町役場